

## ヒアリング調査を実施した6政令指定都市の状況について

(調査対象政令指定都市) 千葉市, 横浜市, 川崎市, 広島市, 北九州市, 福岡市  
※各都市別の調査概要は別紙のとおり

### 1 家庭ごみ収集業務に係る公民の役割分担の考え方について

各都市における歴史的背景や都市特性等を踏まえて、家庭ごみ収集業務の公民の役割分担を形成しているが、以下の2つに大別できる。

- 緊急時に備えるとともに、収集業務の経験に裏打ちされた、職員のごみ減量や分別に係る知識を活用した積極的なごみ減量の取組等を展開するため、直営による収集を相当程度維持する。
- 「民間にできることは民間で」を基本原則として、行政内部の効率化を図るため、収集業務を最大限に民間へ委ねる。

- 本市が依然として厳しい財政状況であることを踏まえると、公衆衛生の維持・向上を図りつつ、業務の徹底した効率化や、競争性原理に基づく民間活力の活用について、間断なく取り組む必要がある。
- 今後も、本計画の上位的計画といえる「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」に掲げる、ごみ量をピーク時から半減させる目標に向け、ごみの減量やリサイクルの推進を、市民と協働して取り組んでいく必要がある。

### 2 民間活力導入の手法について

- 直営による収集を相当程度実施している都市  
受託業者の倒産や入札不調等が発生した場合に対応が可能であるため、経済性を重視して競争入札による業者選定を行っている。  
また、一般廃棄物収集運搬許可を受けていること等を入札参加条件としており、業務履行のノウハウを持つ受託業者の選定を担保しているとともに、1業者が受託できる業務の範囲・契約数に制限を設けるなどして、リスクの分散を図っている都市もある。
- 収集業務に占める委託の割合が高く、委託を相当以前から実施している都市  
長年にわたり家庭ごみ収集業務を受託していて、十分な受注能力と、業務履行のノウハウを持つ業者と特命随意契約を締結することにより、安定性と継続性を確保している。

⇒ 各都市の背景等により手法は異なるが、民間活力を導入するに当たっては、業者選定において「家庭ごみ収集業務を円滑に実施することができること」を重要視しており、市民生活に影響を及ぼさないよう工夫している。

- 本市では、平成20年度に定めた「京都市ごみ収集業務改善実施計画」に基づき、民間委託を一層拡大するとともに、その契約手法も、透明性・公平性の確保と一層のコスト削減のため、価格競争に基づく新たな契約手法（一般競争入札）を採用してきた。
- 家庭ごみ収集業務を円滑に実施するため、
  - ・ 入札参加業者に対して財務諸表の提出を求めるなど企業の財務状況を確認
  - ・ 受託業者への業務履行状況確認
  - ・ 新たな受託業者への研修等の取組を行っている。
- また、一般競争入札の趣旨を踏まえ、入札には、一般廃棄物収集運搬許可業者のほか、家庭ごみ収集業務の経験豊かな庸車・委託業者が参加できることとしており、1業者が受託できる業務の範囲・契約数を制限していない。

### 3 家庭ごみ収集業務の委託区分について

以下のことを理由として、燃やすごみ等を直営により収集、資源物の多くの区分を委託業者が収集している都市がある。

- 直営が常に市内全域の収集場所の状況を確認できること
- 燃やすごみについては分別排出の啓発などを地域との関わりの中で進めていく必要があること
- 区分別のごみ量の増減に伴い、直営、委託の別に収集体制の見直しが容易であること

本市においては、以下のことを理由として、同一エリア内における全区分を一括した収集業務委託を進めている。

- 資源物の本格的な分別収集開始以前から庸車・委託業者による収集を実施していたため、収集区分の拡大を円滑に実施できたこと
- 市民ニーズに応えるため、燃やすごみの収集をなるべく早い時間帯で終わることができるよう、限られた予算・人員・機材を最大限に活用し、集中的に収集する体制を構築していること
- 燃やすごみの量が全収集量の約9割を占める中、例えば、燃やすごみの収集は全て直営と固定化した場合、民間活力を積極的・効果的に活用できないこととなること

#### 4 その他

- 本市は、拠点回収やコミュニティ回収（集団資源回収）における品目数や拠点数が、他都市と比較して充実しており、京都の地域力・市民力を活かした、行政と市民との協働による分別やリサイクルの取組が進んでいるものといえる。
- 本市の「まごころ収集」に類するごみ収集福祉サービスを実施している都市は多いが、個人情報保護の観点や、対象世帯の増加等への対応を柔軟に図ること等を理由に、直営で実施している。

## 【各都市調査概要 千葉市】

### 1 ごみ収集業務の概要について（平成25年4月1日現在）

平成24年度収集量	218,136トン
定期収集の区分	可燃ごみ, 不燃ごみ・有害ごみ（水銀体温計・水銀入り血圧計・乾電池・ライター・スプレー缶・蛍光管）, びん・缶・ペットボトル, 古紙・布類
収集の形態	定点収集
直営の職員数	-（ただし, 粗大ごみ収集等を実施するため, 3つの環境事業所に64名在籍）
委託契約金額	2,931,420千円
委託率	100%
拠点回収の品目	古紙（新聞, 雑誌, 段ボール, 紙パック, 雑がみ）

※ 粗大ごみを除く。

### 2 委託契約について

- 市で定めた一般廃棄物の収集・運搬・処分業務における委託基準を満たし, 業務遂行能力の高い従来からの委託業者と特命随意契約を締結（単年度契約）している。家庭ごみ収集業務を受託している業者の中には, 一般廃棄物収集運搬許可を受けている者はいない。
- 可燃ごみは, 1行政区を2業者が受け持ち, 市内6行政区を12業者が受託している。不燃・有害ごみ及び資源物（びん・缶・ペットボトル）は, 政令指定都市移行前から受け持つ区域の収集を, それぞれ11業者, 18業者が受託している。（同一業者により複数区分の収集有り。）

### 3 公民の役割分担の考え方, 今後の方向性について

- 昭和35年に1社が業務を受託して以降, 平成6年度には可燃ごみ収集を全面委託化するなど, 順次委託化を推進し, 平成17年度には粗大ごみを除く全定期収集区分を全面委託化した。
- 粗大ごみの収集業務についても, 平成24年度から段階的に委託化を図り, 平成26年度中（平成27年3月）には全面委託化の予定である。
- 平成26年2月からは家庭ごみ手数料徴収制度（有料指定袋）を導入し, 更なるごみ減量を図っていく。このため, より一層の不適正排出対策（後述）や不法投棄対策の強化を図る必要があること, また, 粗大ごみのふれあい収集については直営で実施することが望ましいとの観点から, 一定の直営職員を維持していくことが必要であるとの認識である。

### 4 その他（ごみ収集業務や, ごみの減量, 分別・リサイクルに係る特長的な取組等）

- 古紙・布類は行政収集に位置付けているが, 千葉市再資源化事業協同組合と協定を結び, 同組合が収集を実施している。
- 不適正排出指導に力を入れており, 分別・排出のルールを守っていないごみについては, 市職員が開封調査等を行い, 排出者を特定のうえ, 訪問指導等を

行い、改善を促す。繰り返し指導等を行ってもルールが順守されない場合は、2千円以下の過料が適用される場合がある。

## 【各都市調査概要 横浜市】

### 1 ごみ収集業務の概要について（平成25年4月1日現在）

平成24年度収集量	697,464トン
定期収集の区分	燃やすごみ, 燃えないごみ, スプレー缶, 乾電池, プラスチック製容器包装, 缶・びん・ペットボトル, 小さな金属類, 古紙・古布
収集の形態	定点収集
直営の職員数	970名
委託契約金額	2,230,029千円
委託率	50% (定期収集区分の網かけの品目は0%, 網かけなしの品目は100%)
拠点回収の品目	古紙(新聞, 雑誌, 段ボール, 紙パック, その他の紙), 古布, 缶・びん・ペットボトル, プラスチック製容器包装, 小さな金属, 乾電池, スプレー缶, 燃えないごみ

※ 粗大ごみを除く。

### 2 委託契約について

- 公募型指名競争入札を実施して業者を選定のうえ契約（単年度）を締結。一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であること、仕様書に定める台数の収集車両を保有、又は用意することができること等を入札参加条件としている。
- 18行政区別、2区分別（※）に分けて委託を実施。  
市を4ブロックに分け、1事業者につき1ブロック内においてのみ複数の業務受託を可能としている。したがって、1事業者が複数のブロックに渡って業務を受託することはできない。  
※委託契約上は、「缶・びん・ペットボトル」と「小さな金属類」の2つを合わせて1つの区分としている。

### 3 公民の役割分担の考え方、今後の方向性について

- 平成16年度から本格的に委託を実施し、当時は全区分一括委託を進めてきたが、平成21年度から、区分別委託に切り替えた。
- 比較的分別されていて収集しやすい「プラスチック製容器包装」と「缶・びん・ペットボトル」は、民間活力が発揮されやすい分野として委託化を進めている。一方、燃やすごみについては、依然として未分別のごみが排出されており、分別排出の啓発などを地域との関わりの中で進めていく必要があること、事業者が業務を履行できなかった場合や災害など不測の事態に備える必要があることを踏まえ、直営職員が収集することとしている。

#### 4 その他（ごみ収集業務や、ごみの減量、分別・リサイクルに係る特長的な取組等）

- 直営の収集作業がない曜日（水曜日及び木曜日）については、職員の半数ずつを公休日としつつ、残る半数の職員が、ふれあい収集、粗大ごみの持ち出し収集、ごみ減量や分別のリサイクルに係る啓発（環境教育の実施、地域での啓発活動等）等に集中的に取り組むこととしている。
- 平成19年度から栄区の全区分一括委託を実施するに当たり、入札が不調となって受託業者の決定が遅れたことに伴い、収集業務を行う職員の異動時期を1箇月間遅らせ、収集業務に当たらせる対応を行った。

## 【各都市調査概要 川崎市】

### 1 ごみ収集業務の概要について（平成25年4月1日現在）

平成24年度収集量	309,229トン
定期収集の区分	普通ごみ, 空き缶・ペットボトル, 空きびん, 乾電池, ミックスペーパー, プラスチック製容器包装, 小物金属
収集の形態	定点収集
直営の職員数	653名（啓発指導, し尿浄化槽等業務を含む）
委託契約金額	1,099,816千円
委託率	※全体の委託率は算出していない。 （定期収集区分の網かけの品目は0%, 網かけなしの品目は100%）
拠点回収の品目	蛍光管, 衣類, 小型家電（H25.10 予定～）, 牛乳パック

※ 粗大ごみを除く。

### 2 委託契約について

- 指名競争入札を実施して業者を選定のうえ契約（3年）を締結。一般廃棄物収集運搬業の許可を2年以上有していること、業務に必要な車両の所有権又は使用权原を有していること、又は調達できること等を入札参加条件としている。
- 収集業務を所管する5事業所別、4区分別に契約を締結。  
1事業者につき1業務（区分）について1契約しかできない、同一事業所所管区域内で複数契約できないこととしている。

### 3 公民の役割分担の考え方、今後の方向性について

- 平成14年度に行財政改革プランを策定し、「民間でできるものは民間で」の基本原則に基づき、民間活用型の公共サービス提供システムへの転換を目指している中、家庭ごみ収集業務についても、民間事業者の積極的な活用を図っているところである。
- 公衆衛生上のリスクが少なく、費用対効果が高いものとして資源系の区分や粗大ごみについて、委託化を進めている。

### 4 その他（ごみ収集業務や、ごみの減量、分別・リサイクルに係る特長的な取組等）

- 9月2日からごみの収集体制を変更し、プラスチック製容器包装の分別収集を全市域に拡大する。これにより、普通ごみ排出量の減少が見込まれることから、普通ごみの排出回数を週3回から週2回へと変更する。



## 【各都市調査概要 広島市】

### 1 ごみ収集業務の概要について（平成25年4月1日現在）

平成24年度収集量	206,389トン
定期収集の区分	可燃ごみ, ペットボトル, 容器包装プラスチック, 容器包装以外のプラスチック, 不燃ごみ (陶磁器類・小型電気製品等), 資源ごみ (新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・古布・金属類・びん・ガラスくず), 有害ごみ (水銀体温計・蛍光管・乾電池)
収集の形態	定点収集
直営の職員数	176名
委託契約金額	1,898,639千円
委託率	※全体の委託率は算出していない。 (可燃ごみ53.8%, ペットボトル及び容器包装プラスチック60.6%, 網かけなしの品目は100%)
拠点回収の品目	実施していない。

※ 粗大ごみを除く。

### 2 委託契約について

- 一般競争入札を実施して業者を選定のうえ契約（単年度）を締結。このため、必ずしも同じエリアを同じ業者が連続して受託し続けることはなく、受託業者が変わることがある。
- 直営と委託が収集している3つの区分（可燃ごみ, ペットボトル, 容器包装プラスチック）は、各環境事業所が毎年度委託収集のエリアを定め、3つの区分を一括して「普通ごみ」として概ね行政区単位で契約を締結している。
- 普通ごみ以外は全て委託業者が収集し、「容器包装以外のプラスチックと不燃ごみ」、「資源ごみと有害ごみ」及び「大型ごみと町内清掃ごみ」の区分で概ね行政区単位で契約を締結している。
- 一般廃棄物収集運搬業の許可業者（許可後2年など）を入札参加要件としている。

### 3 公民の役割分担の考え方, 今後の方向性について

- 政令市移行に伴う人口増などを背景に、昭和55年度から家庭ごみの収集業務委託を開始した。長年、指名競争入札を実施していたが、平成20年度契約分から一般競争入札を導入している。
- 直営職員の退職に応じて、今後も委託化を進める方向であるが、具体的な目標数値等は定めていない。
- 市に処理責任があることを踏まえ、適正なごみ収集のあり方について、現在検討を行っている。

#### 4 その他（ごみ収集業務や、ごみの減量、分別・リサイクルに係る特長的な取組等）

- 資源ごみは、基本的に、異なる資源物を有害ごみと合わせて同一日に収集している。収集した資源ごみは、混合した状態で選別業務受託業者に売却し、その後、市の選別施設で資源物の種別に細かく選別を行い、選別業務受託業者が再生処理事業者に売却している。
- ペットボトルと容器包装プラスチックは別々の袋で排出するが、同一日に収集しており、選別業務受託業者の施設で選別する。
- 容器包装以外のプラスチックの分別収集については、可燃ごみ焼却施設（4施設）の中にプラスチック焼却処理に適さないものがあることから、これに適した施設のみで焼却するために実施している。

## 【各都市調査概要 北九州市】

### 1 ごみ収集業務の概要について（平成25年4月1日現在）

平成24年度収集量	218,164トン
定期収集の区分	家庭ごみ, かん・びん, ペットボトル, プラスチック製容器包装
収集の形態	ステーション収集
直営の職員数	142名
委託契約金額	1,460,714千円
委託率	70%
拠点回収の品目	紙パック・トレイ, 蛍光管, 小物金属, 小型電子機器

※ 粗大ごみを除く。

### 2 委託契約について

- 業務遂行能力の高い従来からの委託業者と特命随意契約を締結。
- 直営収集地域以外の地域を委託収集地域とし、各委託業者の所在地や車両保有台数に応じた地域割を行い、家庭ごみ、かん・びん及びペットボトルの3区分を合わせて1契約、プラスチック製容器包装も地域割により契約している。

### 3 公民の役割分担の考え方、今後の方向性について

- 平成10年度から直営7割、民間業者3割であった収集体制を直営の割合を縮小し、外郭団体への委託を開始。その後順次委託を拡大し、現在7割（民間業者3割、外郭団体4割）を委託している。
- 平成24年7月に、市の附属機関である「北九州市行財政改革調査会」の答申を受け、平成24年11月に市として「第一次答申に係る取組の方向性」を策定した。

その中で、一般ごみ収集運搬委託は、現状でも良好なサービス提供がなされており、経費を抑制する必要があること等を総合的に勘案し、全面民間委託とし、環境業務指導員が行う委託業者の指導、不法投棄対応などは、生活環境の保全の観点から、引き続き直営で実施する方向とした。

### 4 その他（ごみ収集業務や、ごみの減量、分別・リサイクルに係る特長的な取組等）

- 3箇所の環境センターには、家庭系ごみの収集運搬に従事する職員のほか、収集運搬以外の業務を担当する環境業務指導員がおり、委託業者の指導、不法投棄対応、まち美化やごみの減量化、資源化に関する市民・事業者啓発を行っている。

## 【各都市調査概要 福岡市】

### 1 ごみ収集業務の概要について（平成25年4月1日現在）

平成24年度収集量	290,821トン
定期収集の区分	燃えるごみ, 燃えないごみ, 空きびん・ペットボトル
収集の形態	戸別収集（夜間に収集を実施）
直営の職員数	-（ただし, 環境業務員は111名おり, 環境事業所には35名在籍）
委託契約金額	7,563,511千円
委託率	100%
拠点回収の品目	古紙（新聞・段ボール・雑がみ）, 紙パック, 空き缶, 空きびん, ペットボトル, 食品（白）トレイ, 蛍光灯, 堆肥（生ごみ堆肥化物）

※ 粗大ごみを除く。

### 2 委託契約について

- 業務遂行能力の高い従来からの委託業者と特命随意契約を締結（3箇月）。
- 従前からの地域割のエリアで, 区分別に委託を契約。  
（燃えるごみは市内7行政区を14地域に分割し契約を締結。燃えないごみ及び空きびん・ペットボトルは3地域に分割し, 区分別に契約）
- 委託業者は, 一般廃棄物収集運搬業の許可はなく, 家庭ごみ収集を専業としている。
- 委託料については, 収集運搬業務に従事する作業員の直接人件費のほか, 管理部門に係る間接人件費を含んでおり, 物件費については車両等の直接物件費のほか, 事務所の建物償却費等の間接物件費を含んでいる。

### 3 公民の役割分担の考え方, 今後の方向性について

- 市制施行以前より, 民間によって定期的に収集が行われていたことを受け, 市としてはごみ収集部門の民間への請負制度を開始し, 現在に至っている。
- 業務の継続性及び安定履行の確保を優先し, 長年にわたり同一業者と同一地区において特命随意契約を締結している。

### 4 その他（ごみ収集業務や, ごみの減量, 分別・リサイクルに係る特長的な取組等）

- 定期収集は全て委託で実施しているが, 災害発生時の対応等のため, 直営の人員（35名程度）及び機材（12台程度）を有しており, 3つの環境事業所に配置している。小・中学校や区役所等の市施設から排出される廃棄物及び資源物の拠点回収の収集運搬を行うほか, 不法投棄や地域清掃ごみの対応を行っている。
- 区役所組織内（7区役所及び1出張所）にある生活環境課において, ごみに関する排出相談やごみ減量・リサイクル事業の相談受付等を行っており, 事務職と環境業務員を配置（合計47名）している。